

第7章 報告書作成までの地域への対応状況等

第7章 報告書作成までの地域への対応状況等

7.1 方法書についての地域への対応状況

7.1.1 公告、縦覧

「(仮称)甲府・峡東地域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書」(平成19年5月、甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合)の公告、縦覧等は表7-1-1のとおりである。

表7-1-1 方法書の公告、縦覧等

公 告	平成19年5月7日
縦 覧 期 間	平成19年5月7日～平成19年6月6日
意見書提出期限	平成19年6月20日まで
縦 覧 場 所	甲府市役所本庁舎 甲府市役所中道支所 笛吹市役所本庁舎 笛吹市役所境川支所 山梨市役所本庁舎 甲州市役所本庁舎 山梨県県民情報センター

7.1.2 方法書についての意見

方法書についての住民等からの意見の提出はなかった。

平成19年6月25日に意見がなかったことを県知事に通知した。

7.1.3 方法書についての公聴会の概要

方法書について意見の提出がなかったため、公聴会は開催されなかった。

7.2 準備書についての地域への対応状況

7.2.1 公告、縦覧

「甲府・峡東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び(仮称)地域振興施設整備事業に係る環境影響評価準備書」(平成23年6月、甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合、財団法人山梨県環境整備事業団、笛吹市)の公告、縦覧等は表2-1のとおりである。

表7-2-1 準備書の公告、縦覧等

公 告	平成23年6月15日
縦 覧 期 間	平成23年6月15日～平成23年7月14日
住 民 説 明 会	平成23年6月22日 笛吹市境川支所防災センター2階会議室
意見書提出期限	平成23年7月28日まで
縦 覧 場 所	甲府市役所本庁舎 甲府市役所中道支所 笛吹市役所本庁舎 笛吹市役所境川支所 山梨市役所本庁舎 甲州市役所本庁舎 山梨県県民情報センター

7.2.2 準備書についての住民説明会

準備書についての住民説明会は表 7-2-2 に示すとおり実施した。

表 7-2-2 準備書についての住民説明会

開 催 日	平成 23 年 6 月 22 日 19 時から
開 催 場 所	笛吹市境川支所 防災センター 大会議室
出 席 者	住民等 9 名 報道関係者 2 名

7.2.3 準備書についての意見

準備書についての住民等からの意見の提出はなかった。

平成 23 年 8 月 1 日に意見がなかったことを県知事に通知した。

7.2.4 準備書についての公聴会の概要

準備書について意見の提出がなかったため、公聴会は開催されなかった。

7.3 評価書についての地域への対応状況

7.3.1 送付

「甲府・峡東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び（仮称）地域振興施設整備事業に係る環境影響評価書」（平成 24 年 3 月、甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合、財団法人山梨県環境整備事業団、笛吹市）の知事への送付は表 7-3-1 に示すとおり実施した。

表 7-3-1 評価書の送付

知 事 へ の 送 付	平成 24 年 3 月 28 日
-------------	------------------

7.4 補正評価書についての地域への対応状況

7.4.1 公告、縦覧

「甲府・峡東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び（仮称）地域振興施設整備事業に係る環境影響補正評価書」（平成 24 年 6 月、甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合、山梨県市町村総合事務組合、笛吹市）の公告、縦覧は表 7-4-1 に示すとおり実施した。

表 7-4-1 補正評価書の公告、縦覧

公 告	平成 24 年 6 月 22 日
縦 覧 期 間	平成 24 年 6 月 25 日～7 月 24 日
縦 覧 場 所	甲府市役所本庁舎 甲府市役所中道支所 笛吹市役所本庁舎 笛吹市役所境川支所 山梨市役所本庁舎 甲州市役所本庁舎 山梨県県民情報センター

7.5 工事着手届の提出

工事着手届の知事への提出は表 7-5-1 に示すとおり実施した。

表 7-5-1 工事着手届の知事への提出

知 事 へ の 提 出	平成 25 年 3 月 4 日
-------------	-----------------

7.6 中間報告書についての地域への対応状況

7.6.1 公告、縦覧

「甲府・峡東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び（仮称）地域振興施設整備事業に係る環境影響評価 中間報告書」（平成 29 年 1 月、甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合、山梨県市町村総合事務組合、笛吹市）の公告、縦覧は表 7-7-1 に示すとおり実施した。

表 7-7-1 中間報告書の公告、縦覧

公 告	平成 29 年 1 月 27 日
縦 覧 期 間	平成 29 年 1 月 30 日～2 月 28 日
縦 覧 場 所	甲府市役所本庁舎 甲府市役所中道支所 笛吹市役所本庁舎 笛吹市役所境川支所 山梨市役所本庁舎 甲州市役所本庁舎 山梨県県民情報センター

7.6.2 中間報告書についての意見

中間報告書についての住民等からの意見の提出はなかった。
平成 29 年 3 月 23 日に意見がなかったことを県知事に通知した。

7.7 事業実施にあたっての環境保全の見地に係る苦情等

事業実施にあたっての環境保全の見地に係る住民等からの苦情等は発生していない。

7.8 中間報告書に対する知事意見及びその対応

7.8.1 中間報告書についての知事の意見

平成 29 年 6 月 19 日に山梨県環境影響評価条例第 42 条第 1 項の規定に基づく「(仮称)甲府・峡東地域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価 中間報告書」に対する知事の意見が通知された。

知事の意見の内容は以下のとおりである。

表 7-8-1 中間報告書についての知事の意見

中間報告書についての知事の意見
<p>【全般的事項】</p> <p>(1) 決定経緯の記載について</p> <p>本中間報告書においては、補正後の評価書で示されている複数案等（最終処分場の埋立容量、ごみ処理施設の焼却方法や外壁色彩、蟹沢川付け替え河川の工法）についての決定経緯が明確に記載されていないため、決定に至った経緯をわかりやすく丁寧に記載した報告書を、別途、県に提出し、ホームページ等でも公表すること。</p> <p>また、今後、実施する環境保全措置等についての決定経緯等についても、完了報告書にわかりやすく丁寧に記載すること。</p> <p>(2) 著しい環境影響が生じた場合等への対応について</p> <p>施設の稼働、または工事の進行に伴い、著しい環境影響が生じた場合、またはおそれがある場合は、関係機関に周知等するとともに、原因を十分把握した上で、追加の環境保全措置や新たな環境保全措置を検討し、速やかに改善を実施すること。</p> <p>(3) 事後調査結果等の積極的な公表について</p> <p>引き続き、補正後の評価書に記載した事後調査を確実に実施するとともに、結果については、追加調査をした場合も含めて、地域住民及び関係市町村に対し積極的に情報提供すること。</p> <p>【個別的事項】</p> <p>(1) 騒音及び低周波音について</p> <p>周辺地域の音環境については、良好な状況であることから、より一層、騒音や低周波音防止に努めること。</p> <p>(2) ビオトープ設置について</p> <p>ア ビオトープの設置にあたっては、事業によってどのような動植物がどの程度影響を受けたか検証し、対象とする動植物の種類、内容、目標等を計画段階で十分に検討すること。</p> <p>イ ビオトープの計画・設計にあたっては、当地の水辺環境の特性を活かした、生物多様性が高い内容とすること。</p> <p>ウ 施工にあたっては、生息している動植物や生息環境に配慮した工法とすること。</p> <p>エ ビオトープの維持管理計画についても、早い段階で検討し、適正な維持管理ができる内容と</p>

中間報告書についての知事の意見

すること。

オ 計画・設計・施工・維持管理計画の検討にあたっては、専門家の助言を受けること。

カ 完了報告書には、これらの検討経緯についてわかりやすく記載すること。

(3) マツバランの移植について

マツバランは地下の根茎で繁殖するため、地上茎が数年後に地上に出てくるケースもあり、移植後の活着の判断については、長期的な視点から総合的に判断すること。

また、マツバランが活着した後も、生育環境が保全されるよう、周辺環境の維持管理に努めること。

(4) タヌキマメの移植等について

タヌキマメの移植・播種については、元の生育地の状況（土壌環境、地下環境、日照状況、気象状況等）を十分検証する中で、適切な場所を決定し、生育の状況を継続して確認すること。

なお、タヌキマメ是一年草であることを鑑み、播種にあたっては、生育適地と考えられる複数の箇所に複数年行うこと。

7.8.2 中間報告書についての知事の意見に対する事業者の見解

中間報告書についての知事の意見に対する事業者の見解は、以下のとおりである。

表 7-8-2 中間報告書についての知事の意見と事業者の見解

知事の意見	事業者の見解
<p>【全般的事項】 （１）決定経緯の記載について 本中間報告書においては、補正後の評価書で示されている複数案等（最終処分場の埋立容量、ごみ処理施設の焼却方法や外壁色彩、蟹沢川付け替え河川の工法の決定経緯について）の決定経緯が明確に記載されていないため、決定に至った経緯をわかりやすく丁寧に記載した報告書を、別途、県に提出し、ホームページ等でも公表すること。 また、今後、実施する環境保全措置等についての決定経緯等についても、完了報告書にわかりやすく丁寧に記載すること。</p>	<p>最終処分場の埋立容量、ごみ処理施設の焼却方法や外壁色彩、蟹沢川付け替え河川の工法の決定経緯については、「(仮称)甲府・峡東地域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価 複数案等の決定経緯に関する報告書」を作成し、平成 29 年 11 月 27 日に提出しました。 また、以下に報告書を掲載しました。 https://www.yksj.or.jp/wp-content/uploads/2020/05/20171127_houkokusyo.pdf</p>
<p>（２）著しい環境影響が生じた場合等への対応について 施設の稼働、または工事の進行に伴い、著しい環境影響が生じた場合、またはおそれがある場合は、関係機関に周知等するとともに、原因を十分把握した上で、追加の環境保全措置や新たな環境保全措置を検討し、速やかに改善を実施すること。</p>	<p>中間報告書提出以降の工事及び施設稼働の環境調査結果等においては、事業に伴う著しい環境影響は生じておりません。 そのため、追加の環境保全措置等の検討は行っておりません。（P.7.1）</p>
<p>（３）事後調査結果等の積極的な公表について 引き続き、補正後の評価書に記載した事後調査を確実に実施するとともに、結果については、追加調査をした場合も含めて、地域住民及び関係市町村に対し積極的に情報提供すること。</p>	<p>補正後の評価書に記載した事後調査について、確実に実施し、結果については完了報告書に取りまとめました。 また、環境配慮事項として示したごみ処理施設における燃焼状況及び煙突排出ガス濃度、最終処分場における地下水質等のモニタリング結果については、各事業者のホームページにおいて情報公開しています。 ごみ処理施設 公害防止測定結果 https://www.kofu-kyotojimukumiai.jp/info/25 最終処分場 施設維持管理状況（環境モニタリング結果） https://www.ysc-yamanashi.or.jp/waste-disposal-site/63/</p>
<p>【個別的事項】 （１）騒音及び低周波音について 周辺地域の音環境については、良好な状況であることから、より一層、騒音や低周波音防止に努めること。</p>	<p>供用後の騒音及び低周波音について、事後調査を行い、影響が生じていないことを確認しております。また、騒音についてはごみ処理施設において定期的に調査を行っており、周辺地域へ影響を及ぼしていないことを確認しています。 （P.5.75～83 参照）</p>

知事の意見	事業者の見解
<p>2) ビオトープ設置について</p> <p>ア ビオトープの設置にあたっては、事業によってどのような動植物がどの程度影響を受けたか検証し、対象とする動植物の種類、内容、目標等を計画段階で十分に検討すること。</p>	<p>補正評価書の「生態系」の環境影響評価において、蟹沢川付替えに伴う水辺環境が影響を受けることに対する環境保全措置として位置付けていた多自然型河川整備の環境保全効果の補強を目的として、付替え後の蟹沢川に連続した場所に水辺環境のビオトープ（2ヵ所）を設置することとしました。</p> <p>補正評価書に記載した多自然型河川整備の環境保全措置は、生態系指標種として選定したヤマアカガエル、ゲンジボタル及びミゾゴイの生息環境保全を意図していることから、ビオトープ整備による保全対象種はカエル類、ホタル類及びミゾゴイの餌動物（カエル類、ミミズ類等）としました。また、水辺環境の創出により生息が期待できるトンボ類についても併せて対象としました。</p> <p>ビオトープの目標は、カエル類、ホタル類、トンボ類及びミゾゴイ餌動物等が安定的に生息できることとしました。</p> <p>上記の対象種及び目標に基づき、計画案を作成し、学識者に助言を求め、その結果を反映し、ビオトープ計画を策定しました。</p> <p>(P. 5. 267～276 参照)</p>
<p>イ ビオトープの計画・設計にあたっては、当地の水辺環境の特性を活かした、生物多様性が高い内容とすること。</p>	<p>専門家の助言及び当地の水辺環境の特性を考慮して、堰堤上部のビオトープは「谷津田の環境」、蟹沢川左岸のビオトープは「水辺林と池の環境」として、それぞれ特徴をもたせて生物多様性を高める計画としました。(P. 5. 268～5. 271 参照)</p>
<p>ウ 施工にあたっては、生息している動植物や生息環境に配慮した工法とすること。</p>	<p>施工にあたっては、特に繁殖中のカエル類（ヤマアカガエル、アズマヒキガエル）のオタマジャクシに注意をして行う。池の水際部などを整備する場合は、バケツなどでオタマジャクシを避難させて行う方針としました。</p> <p>カワヂシャ、ミゾコウジュなどの貴重植物が生育している場合は、その場所を改変しないように配慮して、ビオトープを整備する。池の水際部などを整備する場所に生育していた場合は、移植保全を行う方針としました。</p> <p>ただし、実際の施工はカエルの繁殖期を避け、7月に実施しました。また、貴重植物生育地の改変はありませんでした。</p>
<p>エ ビオトープの維持管理計画についても、早い段階で検討し、適正な維持管理ができる内容とすること。</p>	<p>ビオトープ整備の施工時に植生状況を記録し、各ビオトープのエリアごとに目標とする植生の種類と草丈などを設定しました。この設定をもとに草刈りの維持管理計画を立てました。</p> <p>ビオトープ整備後は対象種の生息状況（種数、個体数等）のモニタリングを定期的実施する。モニタリングの結果、ビオトープが期待された効果を発揮していないことを確認した場合は、必要な改善策を検討し、適用することとしました。</p> <p>ただし、ビオトープモニタリングの結果、対象種の生息、繁殖が確認されていることから、ビオトープは期待された効果が発揮されたことを確認しています。(P. 5. 282～332 参照)</p>

知事の意見	事業者の見解
オ 計画・設計・施工・維持管理計画の検討にあたっては、専門家の助言を受けること。	専門家の助言を得て計画を行いました。モニタリングの結果、改善策を検討する場合には、改めて助言を受ける方針としました。ただし、モニタリングの結果、対象とした生物の定着が確認されたことから、追加の助言を受けることはありませんでした。(P. 5. 333 参照)
カ 完了報告書には、これらの検討経緯についてわかりやすく記載すること。	上記の計画過程及びモニタリング結果を完了報告書において報告します。
<p>(3) マツバランの移植について</p> <p>マツバランは地下の根茎で繁殖するため、地上茎が数年後に地上に出てくるケースもあり、移植後の活着の判断については、長期的な視点から総合的に判断すること。</p> <p>また、マツバランが活着した後も、生育環境が保全されるよう、周辺環境の維持管理に努めること。</p>	<p>マツバランについて、工事完了後も継続的に調査し、活着状況を確認しています。その結果、株数の年変動はありますが、変更を回避した範囲に残置された株及び移植株を合わせてまとめた個体数の活着を確認しています。</p> <p>また、生育環境の管理として、竹林の伐採等を実施しています。</p> <p>(P. 5. 106～107 参照)</p>
<p>(4) タヌキマメの移植等について</p> <p>タヌキマメの移植・播種については、元の生育地の状況（土壌環境、地下環境、日照状況、気象状況等）を十分検証する中で、適切な場所を決定し、生育の状況を継続して確認すること。</p> <p>なお、タヌキマメ是一年草であることを鑑み、播種にあたっては、生育適地と考えられる複数の箇所に複数年行うこと。</p>	<p>タヌキマメについて、平成 28 年の初確認以降、令和 5 年まで継続的に生育状況確認調査を継続実施しています。</p> <p>移植・播種場所については、専門家の助言をもとに合計 4 ヲ所を設定し、移植・播種を行いました。その結果、令和 5 年には 70 株以上の生育を確認しています。</p> <p>(P. 5. 137～149 参照)</p>

7.9 対象事業完了届の提出

対象事業完了届の知事への提出は表 7-9-1 に示すとおり実施した。

表 7-9-1 対象事業完了届への提出

知事への提出	平成 30 年 12 月 13 日
--------	-------------------